⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for the Oita University Hospital
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M, 23 August, 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 10 : 00 A.M, 24 September, 2013
⑹　Contact point for tender documentation : Environmental Improvement Section, Facility Planning Division, Oita University, 700 Oaza Dannoharu, Oita-shi, Japan 〒870―1192 TEL 097―554―7431

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年８月１日
契約担当役
国立大学法人大分大学　理事　岩切　平治
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　44
１　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大分大学（医病）外来棟改修その他機械設備工事
⑶　工事場所　大分県由布市挾間町医大ヶ丘１丁目１番地　大分大学挾間キャンパス構内
⑷　工事概要　本工事は、大分大学医学部附属病院の病棟（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上７階建、改修面積16,860㎡）、中央診療棟部門（鉄筋コンクリート造、地上４階建、改修面積13,290㎡）、外来棟（鉄筋コンクリート造、地上２階建、改修面積8,480㎡）の改修機械設備工事及び外来棟（鉄筋コンクリート造、地上６階建、建築面積1,190㎡、延床面積4,380㎡）の新営機械設備工事の施工を行うものである。なお、関連する建築工事、電気設備工事については、別途発注する予定である。
⑸　工期　平成29年２月24日（金）
⑹　使用する主な資材等　空調設備機器、換気設備機器、給水設備機器、排水設備機器、消火設備機器、給湯設備機器、医療ガス設備機器、病院用搬送設備機器、ガス設備機器等
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下､「技術提案書」という。)を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。
⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請、資料及び技術提案書提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.bid.mext.go.jp/）の電子入札システムにより行う。紙入札方式を希望する場合は、紙入札承諾願（様式任意）を発注者に提出しなければならない。
２　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を満たしている２社又は３社により構成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から、共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。
⑴　国立大学法人大分大学契約事務取扱規程第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省における管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し､「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が950点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、800点）以上であること。
⑷　平成15年度以降に、元請として完成・引渡が完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、地上２階建以上かつ延べ面積5,000㎡以上の病院の新営又は全面的な改修の機械設備工事を施工した実績
②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、延べ面積2,500㎡以上の病院の新営又は全面的な改修の機械設備工事を施工した実績
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ただし、相当の施工実績を有し確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は､施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（熱工学又は流体工学に限る）又は上下水道部門､衛生工学部門、総合監理部門（熱工学、流体工学又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係わるものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成15年度以降に、元請けとして完成・引渡が完了した病院の新営又は全面的な改修機械設備工事を施工した経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。
⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。
３　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は､「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、下記⑵②によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。